

平成 28 年 3 月 30 日

各 位

上場会社名 **ダイトーケミックス株式会社**
代 表 者 代表取締役 執行役員社長 永松 真一
(コード番号 4366 東証第 2 部)
問 合 せ 先 管理部長 南 修一
T E L (06)6911-9310 (代表)

求償金請求訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、DKSH ジャパン株式会社に対し、訴訟を提起いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の原因および訴訟提起に至った経緯

平成16年10月に、当社製品を積載し地中海を航行していた船舶に火災が起こり、積荷や船体に損害が発生いたしました。当該船舶で輸送されていた他の貨物の荷主、荷主を保険代位した保険会社と船会社等（三井住友海上保険株式会社ほか20社 以下、「原告ら」）が、当社が国内で製造・販売した製品を海外に輸出したDKSH ジャパン株式会社と当社をそれぞれ別訴で被告として、損害賠償請求訴訟等を提起して争っておりました。

当社に対する訴訟等は、当社が第二審の東京高等裁判所における敗訴の判決を不服として、最高裁判所に対して上告の提起および上告受理の申立てを行っておりましたが、平成27年12月22日に最高裁判所より上告を棄却する旨および上告審として受理しない旨の決定がなされ、DKSH ジャパン株式会社に対する訴訟等についても、同日に同様の決定がなされました。

これらの決定により、原告らは当社に対して損害賠償金および遅延損害金の全額請求を行い、当社は原告らに対して、平成28年1月22日に総額17億54百万円を支払いました。

当社は、上記船舶火災に関連して当社の支払分につき、損害賠償支払金額に対する最終的な責任金額を明らかにするために、DKSH ジャパン株式会社に対し求償金請求訴訟を提起するものです。

2. 訴訟を提起した裁判所および年月日

- (1) 裁判所： 大阪地方裁判所
- (2) 年月日： 平成28年3月29日

3. 訴訟の相手方の概要

- (1) 会 社 名： DKSH ジャパン株式会社
- (2) 本店所在地： 東京都港区三田3-4-19
- (3) 代表者氏名： 代表取締役 ペーター・ケメラー

4. 訴訟の内容

- (1) 被告（DKSHジャパン株式会社）は原告（当社）に対し、17億5439万4919円およびこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え
- (2) 訴訟費用は被告（DKSHジャパン株式会社）の負担とする

5. 今後の見通し

今後、当該裁判を通じて、本件船舶火災に関するDKSHジャパン株式会社との責任割合を明らかにするために、当社の立場を主張していくことで、当社の本件係争に関する法的な立場を明らかにし、損害賠償支払金額に対する最終的な責任金額を明確にしていきたいと考えております。

なお、今後の訴訟の推移によっては、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点でその影響は不明です。

今後、開示すべき事実等が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上